

案件2

当院における運用の一部変更について

案件 2

市立ひらかた病院における運用の一部変更について

本院において、本年10月以降に変更することとなった、新型コロナウイルス感染症への対応や患者サービスの提供の内容等について報告するものです。

I 新型コロナウイルス感染症への対応について

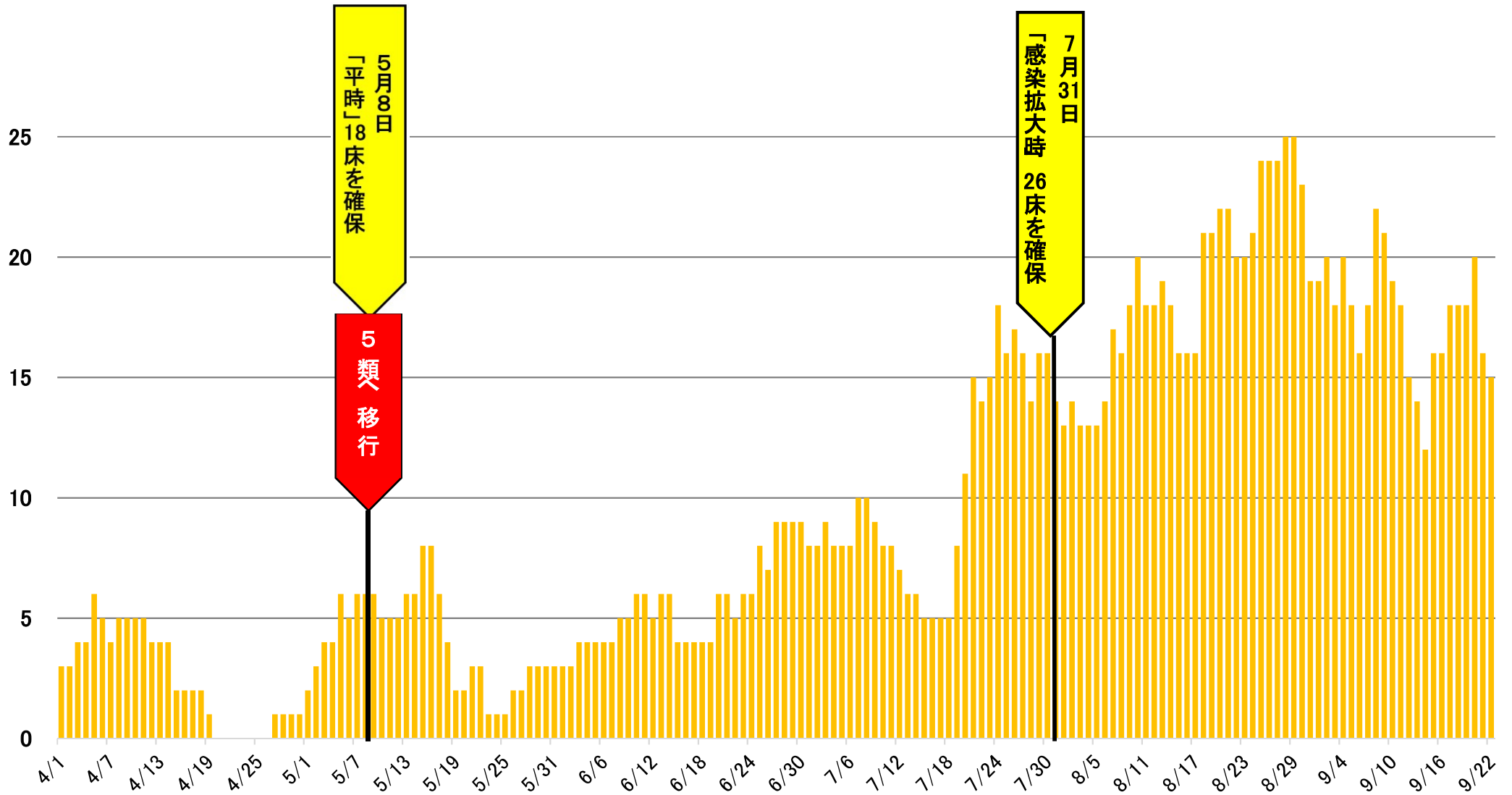
新型コロナウイルス感染症について、本年5月8日に感染症法上の分類が2類相当から5類に引き下げられましたが、国及び大阪府において、9月までは「移行期間」として規模を縮小したうえで対応することとされ、本院においても、確保病床を最大43床から26床とするなど一部で縮小しつつも、これまで同様にコロナの感染患者を積極的に受け入れるという基本姿勢に則った対応をしてきました。

今般、国及び大阪府から、10月から3月までの方向性が示されたことから、本院としてこれを踏まえた対応を行うものです。

現 状

入院患者数の推移（令和5年度）

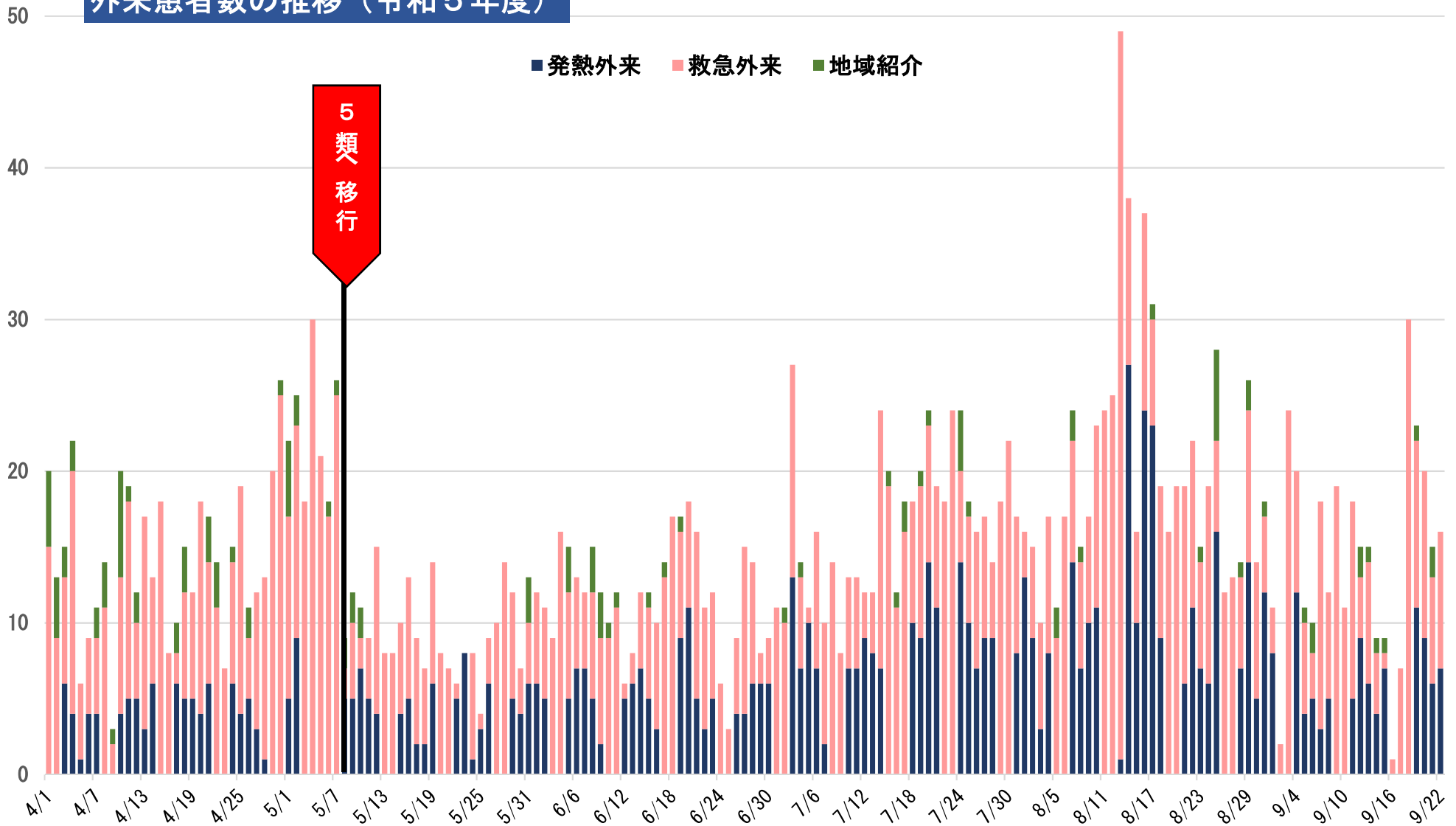
(人)



外来患者数の推移（令和5年度）

■ 発熱外来 ■ 救急外来 ■ 地域紹介

5
類
移
行



1. 外来関係

【国・大阪府の方向性】

対象医療機関の更なる拡充
(全国 4.2 万機関⇒4.9 万機関)

< 診療報酬の減額 >

- ◆発熱外来の診療加算 300 点⇒147 点
- ◆外来診療加算の特例 147 点⇒0 点

【本院の主な対応】

本年 10 月から令和 6 年 3 月までの間についても、引き続き、発熱者専門外来を設置し、発熱者の動線分離を行った上で診療にあたります。

また、院内マスク着用の協力依頼やパーテーション・アクリル板の設置等、各種感染対策を講じる措置についても継続します。

2. 入院関係

【国・大阪府の方向性】

- 確保病床によらない形での受入れ
- ただし、各病院の役割に応じ、引き続き、許可病床数の4～8%程度以上の受け入れを依頼
- 重点医療機関（本院が該当）の制度は廃止
- 病床確保料については、「重症・中等症Ⅱ・特別配慮者等(※)の入院患者」に重点化（従来の25%）したうえで、感染拡大期（オミクロン株流行ピーク時の1/3以上）のみに限定して支給する
(※) 特別配慮者：妊産婦、小児、透析患者、精神疾患を有する患者等
- 病床確保料の金額を減額する（本院は@37,000円⇒@30,000円）

<診療報酬の減額>

◆救急医療加算 1,900～2,850点⇒840～1,260点 ◆入院加算 250点⇒125点

※ 外来と合わせ、10～3月の6ヶ月で約4千万円の減収（試算値）

【本院の主な対応】

9月30日までの確保病床数

感染拡大の状況に応じ下記の2分類で確保

平時	18床
感染拡大時	26床

病床確保料については、感染拡大期のみで、かつ対象となる病床数も最大で4～6床程度となる予定(※)ですが、本院が公立病院でかつ地域医療支援病院であることを踏まえ、本年10月から令和6年3月までの間についても、現状程度の感染患者の受け入れを行っていくこととしています。

(※) 具体的確保病床数は、今後、大阪府との調整の上で決定

病床確保に関する国・大阪府の考え方【イメージ】

令和5年9月までの考え方

ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド

感染状況に応じて病床を確保



空き	空き
空き	空き
空き	空き
空き	空き
入院	入院
入院	入院
入院	入院
入院	入院
入院	入院
入院	入院
入院	入院
入院	入院
入院	入院
入院	入院
入院	入院

空床補償（一般患者の入院不可）

令和5年10月以降の考え方

通常時

ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
入院	ベッド
入院	入院
入院	入院
入院	入院
入院	入院

確保によらず、これまで程度の入院を受入
（一般患者の入院可）

感染拡大時 （段階2）

ベッド	ベッド
ベッド	ベッド
入院	ベッド
入院	入院
入院	入院
入院	入院
入院	入院
入院	入院
入院	入院
入院	入院
入院	入院
入院	入院
入院	入院
空床補償	空床補償
空床補償	空床補償
入院	入院
入院	入院

中等症Ⅱ患者用
として確保

空床補償

<参考>

国・府からは、あわせて公費支援の変更に伴う医療費の自己負担イメージ（例）も示されています。

●外来医療費の例

		～R5/5/7	R5/5/8～	R5/10/1～	完全移行後
		外来治療費、治療薬とも全額公費支援	治療薬は全額公費支援	治療薬は一定の自己負担（定額）	外来治療費、治療薬とも通常の自己負担
医療費の負担割合	1割 (住民税非課税、～年収約200万)	0円	1,390円 (うち薬剤費0円)	4,090円 (うち薬剤費3,000円)	8,000円(※)～10,520円 (うち薬剤費9,430円)
	2割 (年収約200万～約370万)	0円	2,780円 (うち薬剤費0円)	8,180円 (うち薬剤費6,000円)	18,000円(※) (うち薬剤費18,860円)
	3割 (年収約370万～)	0円	4,170円 (うち薬剤費0円)	12,270円 (うち薬剤費9,000円)	31,570円 (うち薬剤費28,290円)

【前提】75歳以上の例。治療薬は重症化予防効果のあるラグプリオ（1治療あたり薬価94,312円）を想定
※高額療養費を適用

●入院医療費の例

	～R5/5/7	R5/5/8～	R5/10/1～	完全移行後
75歳以上（1割負担） ※「～年収約370万」の所得区分には2割負担も含まれる。				
住民税非課税（所得が一定以下）	0円	0円	5,000円	15,000円(※)
住民税非課税	0円	4,600円	14,600円	24,600円(※)
～年収約370万	0円	37,600円	39,800円～47,600円	39,800円～57,600円(※)

【前提】コロナは7日間、インフルは6日間の入院を想定。治療薬代は除く
R5/5/8～は自己負担上限額を2万円程度、10/1～は1万円程度減額する公費支援を適用
※高額療養費を適用

3. その他

新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇（交通機関事故休暇）の適用について、市では5月8日に廃止されていますが、本院では、特例として医療従事者に限定して継続してきました。

しかし、現在は職員に一律の行動制限は求めていることなどを勘案し、9月末をもって特例を廃止します。

II 患者サービスの変更等について

1. 床頭台・貸し病衣等のサービスについて

これまで本院が、入院患者に対して提供してきた、床頭台（テレビ・DVD・保冷庫）、洗濯機等のサービス及び入院患者の貸し病衣等について、さらなる患者サービスの向上と職員の負担軽減、未収金の発生抑制の観点から、サービスの内容を変更するものです。

現行（9月30日まで）		変更後（10月1日以降）																	
床頭台 【テレビ、DVD、保冷庫】	利用希望者がテレビカードを購入	●事業者において以下のサービスを提供 ●利用希望者が事業者と契約。事業者がサービスごとの1日当たりの料金を後日請求	<table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス</th> <th>価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床頭台（テレビ・DVD・保冷庫）</td> <td>341円</td> </tr> <tr> <td>Aセット（病衣・タオル・日用品）</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>Bセット（病衣・日用品）</td> <td>378円</td> </tr> <tr> <td>Cセット（タオル・日用品）</td> <td>305円</td> </tr> <tr> <td>紙おむつセット</td> <td>384円</td> </tr> <tr> <td>貸し寝具（個室 家族用）</td> <td>469円</td> </tr> <tr> <td>貸し寝具+敷布団（緩和 家族用）</td> <td>671円</td> </tr> </tbody> </table>	サービス	価格	床頭台（テレビ・DVD・保冷庫）	341円	Aセット（病衣・タオル・日用品）	420円	Bセット（病衣・日用品）	378円	Cセット（タオル・日用品）	305円	紙おむつセット	384円	貸し寝具（個室 家族用）	469円	貸し寝具+敷布団（緩和 家族用）	671円
サービス				価格															
床頭台（テレビ・DVD・保冷庫）	341円																		
Aセット（病衣・タオル・日用品）	420円																		
Bセット（病衣・日用品）	378円																		
Cセット（タオル・日用品）	305円																		
紙おむつセット	384円																		
貸し寝具（個室 家族用）	469円																		
貸し寝具+敷布団（緩和 家族用）	671円																		
洗濯機 （コインランドリー）																			
貸し病衣 貸し寝具（患者家族用） おむつ	利用希望者が病院に対し申請 ⇒ 病院が提供 （※退院時に病院が請求）	※ コインランドリーは硬貨投入式 ※ 貸し病衣・貸し寝具（患者家族用）・おむつは廃止																	
日用品	提供サービスなし （入院患者が必要なものを持参）																		

※ 日用品：洗面用具、食事用具、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、必要な方には入歯ケース・洗浄薬、食事用ディスポエプロンを、入院セットととして契約時にお渡しし、契約中に不足した場合は補充されます。

導入による主なメリット

緊急入院の場合でも、その日から利用可能（1日だけの利用も可能）で、家族の支援が困難な場合でも、必要品を提供できます。また、テレビカードが不要になるため、滞在中の現金管理が不要になります。

2. 売店等運営事業者の変更について

現在、院内の売店・レストラン・職員食堂・自動販売機を運営する事業者の契約が令和5年9月30日で終了となり、10月1日以降の運営を担う事業者を募った結果、主に以下の内容での変更が生じることとなったものです。

(1) 売店（コンビニエンスストア）について

① 営業時間が短縮されます

現行：平日7時～21時、土日祝8時～20時 ⇒ 変更後：平日8時～17時、土日祝10時～16時

② 現事業者の撤収及び新事業者の開始準備等については仮店舗を営業します

現売店の閉店日：9月29日

新売店の開店日：11月1日（仮売店営業期間：10月2日～10月26日）

(2) レストランについて

① レストランは廃止となります

最終営業日；9月26日

② 廃止後は無料で利用できる飲食可能な待合エリア（イートインスペース）となります